

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定を改正する議定書の
説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
二	議定書の内容	一
三	議定書の実施のための国内措置	一

一 概説

1 議定書の成立経緯

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「現行協定」という。）に基づくアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置が令和三年（二十二十一年）三月に適用されたことを受けて、アメリカ合衆国政府との間で、現行協定に関連して作成された両国政府間の交換公文上の義務に基づき当該措置の適用の条件を修正するための協議を行ってきた。その結果、令和四年（二十二十二年）六月二日にワシントンにおいて、我が方在美国合衆国富田大使と先方タイ合衆国通商代表との間でこの議定書の署名が行われた。

2 議定書締結の意義

この議定書は、現行協定の内容を部分的に改正し、現行協定附属書Ⅰに定めるアメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正するものである。この議定書の締結により、アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置が新たな仕組みの下で運用されることとなり、セーフガードの目的である対象産品の輸入の急増への適切な対応を引き続き確保するとともに、日米経済関係の一層の発展を促すことが期待される。

二 議定書の内容

1 現行協定附属書Ⅰ第B節第四款9(b)を改め、アメリカ合衆国からの牛肉についての農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の全ての条件を満たす場合のみ、当該措置をとることができることを規定している（第一条）。

(1) アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行協定附属書Ⅰに定める各年のセーフガード発動水準を超えること。

(2) 四年目及びその後の各年について、アメリカ合衆国からの牛肉及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）の締約国からの牛肉の合計輸入数量が、各年のCPTPPのセーフガード発動水準を超えること。

(3) 四年目から九年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、前年におけるアメリカ合衆国からの牛肉

の合計輸入数量を超えること。

- 2 現行協定附属書 I 第 B 節第四款 9 (e) を改め、他の条の改正に伴う修辞上の技術的な修正について規定している (第二条)。
- 3 現行協定附属書 I 第 B 節第四款 9 (f) を改め、日本国の税関当局による公表義務の対象に、現行協定の定めるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量のほか、アメリカ合衆国からの牛肉及び CPTPP の締約国からの牛肉の合計輸入数量を含めることを規定している (第三条)。

- 4 現行協定附属書 I 第 B 節第四款 9 (g) を改め、十年目から十四年目までの各年について、アメリカ合衆国からの牛肉についての四半期の農産品セーフガード措置の適用の条件を修正し、日本国は、次の(1)及び(2)の条件を満たした場合に、当該措置をとることができることを規定している (第四条)。

- (1) 四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉の合計輸入数量が、現行協定附属書 I に定める各年のセーフガード発動水準の四分の一に百七パーセントを乗じたものを超えること。

- (2) 四半期におけるアメリカ合衆国からの牛肉及び CPTPP の締約国からの牛肉の合計輸入数量が、各年の CPTPP のセーフガード発動水準の四分の一に百七パーセントを乗じたものを超えること。

- 5 現行協定附属書 I 第 B 節第四款 9 (k) を改め、他の条の改正に伴う修辞上の技術的な修正について規定している (第五条)。
- 6 現行協定附属書 I 第 B 節第四款 10 (a) (iii) (B) を改め、他の条の改正に伴う修辞上の技術的な修正について規定している (第六条)。
- 7 この議定書の効力発生及び失効の条件について規定している (第七条)。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。